

障害者虐待防止法に関する Q & A

【総論】

(障害者の定義)

問1 障害者虐待防止法における「障害者」とは、障害者基本法第2条第1号に規定する「障害者」と定義されているが、障害者基本法における「その他の心身の機能の障害」とは、どのような障害が対象となるのか。

(答)

- 障害者基本法の定義では、難病等に起因する障害など、必ずしもそのまま身体障害、精神障害、知的障害のいずれかの類型に当てはまらないものについても、「その他の心身の機能の障害」として含まれるものと整理されている。
- これらに該当するか否かについて、いずれの手帳も取得していない場合には、当事者や家族などからの聞き取りに基づき、例えば、自立支援医療や特定疾患医療の受給者証や診断を受けた根拠となるものの確認、診断を受けた医師に本人から問い合わせを行っていただくなどの確認方法が考えられる。

(虐待防止ネットワーク)

問2 障害者虐待の防止や早期の発見等のための虐待防止ネットワークは、児童虐待や高齢者虐待の防止のための既存のネットワークと一体的に構築することは可能か。

(答)

- 一体的に構築することは可能であるが、障害者虐待の防止に係る固有のメンバー（障害福祉サービス事業者や相談支援事業者、使用者虐待に対応する関係機関など）に新たに参加してもらうことに留意する必要がある。
- また、既存のネットワークのうち、要保護児童対策地域協議会については、児童福祉法上、構成メンバー等に守秘義務、構成する関係機関に公示義務等が課されており、障害者虐待への対応体制と一体的に構築する場合は、すべてのメンバーに当該義務等が課されることになるので、十分留意するとともに、要保護児童対策地域協議会の本来の機能が損なわれないように配慮されたい。

(通報・届出)

問3 養護者又は障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報先は市町村となっているが、通報者から都道府県へ通報があり、加えて、市町村への通報を拒むようなケースでは、どのような対応が必要か。

(答)

- 通報者が市町村への通報を拒否する場合においても、障害者が虐待を受けたと思われる場合には、都道府県は、その旨を通報者に伝えた上で、市町村へ通報することとなる。

(市町村障害者虐待防止センター)

問4 「市町村障害者虐待防止センター」という名称は、必ずこのようにつけなくてはならないか。

(答)

- 法律上、この名称を使うことは明確に義務づけられてはいないが、障害者や地域住民からみて、法に基づく虐待の相談・通報の窓口であることが明確に分かるように、「〇〇市障害者虐待防止センター」という名称を掲げることが望ましい。

(市町村障害者虐待防止センター)

問5 市町村障害者虐待防止センターに委託できる業務に、通報等に対する安全確認や事実確認は含まれるか。

(答)

- 市町村障害者虐待防止センターの業務は障害者虐待防止法第32条に規定されているとおりであり、通報等を受けた場合の安全確認や事実確認は含まれていないため、それらの業務は市町村が自ら行う必要がある。

(都道府県障害者権利擁護センター)

問6 障害者虐待防止法第36条第2項第2号において、都道府県障害者権利擁護センターの業務として、「市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整」とあるが、どのようなケースが想定されるのか。

(答)

- 例えば、障害者福祉施設における虐待事案において、利用者全員を別の施設に保護しなければならない場合に、市町村が受け入れ先を探す際、都道府

県障害者権利擁護センターが相互間の連絡調整を行うことなどが考えられる。

【養護者による障害者虐待】

(市町村障害者虐待対応協力者)

問7 障害者虐待防止法第9条第1項において、「第35条の規定により当該市町村と連携協力する者」とあるが、どのような者を想定しているのか。

(答)

- 社会福祉法に基づく福祉事務所の他、障害者自立支援法に基づく基幹相談支援センター等の相談を担当する機関や、平成24年10月にお示しした「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」23頁の「虐待防止ネットワークの構築」に示している者や、同44頁の「個別ケース会議のメンバー構成(例)」に示している者などを想定している。

(通報等を受けた場合の措置)

問8 障害者虐待防止法第9条第2項において、「当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなして」とあるが、

- ①「みなして」とは、どのような行為や判断を経て行うべきか。
- ②「みなし」た後は、身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法のどちらの法律を適用すべきか。

(答)

- 障害者虐待防止法第9条第2項に基づく措置が必要と判断されれば、当該障害者を身体障害者又は知的障害者とみなすこととなる。
- 「みなし」た場合には、身体障害者福祉法第18条第1項若しくは第2項又は知的障害者福祉法第15条の4若しくは第16条第1項第2号の規定を講じた場合に、被虐待者に適切な施設やサービスの利用が可能となるかという観点で適用する法律を選択することとなる。

(立入調査)

問9 立入調査に際して、障害者の福祉に関する事務に従事する職員が携帯する身分を示す証明書は、当該職員の職員証で代用することは可能か。

(答)

- 立入調査を行う職員が携帯する身分証明書は、「立入調査を行う職員であることの証明書」であることが求められることから、市町村(長)においては、当該職員に対して、適切な身分証明書を作成・交付し携帯させる必要がある。

- なお、立入調査に係る身分証明書の参考例は、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」57頁を参照されたい。

(立入調査)

問10 障害者虐待防止法第12条第1項では、「必要があると認めるときは」警察署長に対し援助を求めることができる」とあるが、具体的にどのようなケースを想定しているのか。

(答)

- 立入調査を行う際に養護者から物理的な抵抗を受けるおそれがあるなど、市町村職員だけでは職務遂行をすることが困難な場合を想定している。

- なお、警察署長の行う援助とは、市町村長による職務執行が円滑に実施できるようにする目的で、警察が警察法や警察官職務執行法等の法律により与えられている任務と権限に基づいて行う措置であり、警察に調査業務そのものの補助を求めることはできない。

(やむを得ない事由による措置)

問11 身体障害者福祉法又は知的障害者福祉法に基づく市町村長による「やむを得ない事由」による措置は定員超過減算の対象外という理解でよいか。

(答)

- 差し支えない。
なお、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則(平成24年厚生労働省令第132号)により、障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)等を改正し、利用定員を超えた利用者の受入を行うやむを得ない事情として「虐待」を明記している。

- 詳細については、「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発1031001号)の「(7)定員超過に該当する場合の所定単位数の算定について」を参照されたい。

(他法との兼ね合い)

問12 18歳未満の障害児を虐待した保護者又は65歳以上の高齢の障害者に虐待をした養護者に対して、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法又は障害者虐待防止法をどのように適用したらよいか。また、障害者が配偶者から暴力を受けている場合、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律と、障害者虐待防止法をどのように適用したらよいか。

(答)

- 障害者虐待防止法は児童虐待防止法及び高齢者虐待防止法との間で優先劣後の関係にはないため、状況に応じて各法律の適切と思われる規定により対応することになる。
- 例えば、障害児を虐待した保護者又は高齢の障害者に虐待を行った養護者に対して相談、指導、助言等の支援を行う場合など、障害福祉サービスの利用等が必要な場合には、障害者虐待防止法による支援を行うとともに、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)又は高齢者虐待防止法に基づく支援の対象にもなると考える。
- また、障害者虐待を受けた65歳以上の高齢者を保護する場合、障害者支援施設が適当である場合は、障害者虐待防止法を適用する。
- 配偶者からの暴力については、配偶者からの防止及び被害者の保護に関する法律により対応することが適切な場合が多いと思われるが、被虐待者を保護するのに障害者福祉施設等が適切な場合などは、障害者虐待防止法による対応を併せて行うことが考えられる。

【障害者福祉施設従事者等による障害者虐待】

(基準該当事業所)

問 13 基準該当事業所で従事する職員は、障害者虐待防止法で規定される「障害者福祉施設従事者等」に含まれるのか。

(答)

- お見込みのとおり。

(やむを得ず身体拘束を行う場合の手続き)

問 14 やむを得ず身体拘束を行う場合には、個別支援計画に盛り込むことが求められているが、切迫性がある場合などは、どのように対応すべきか。

(答)

- 身体拘束は、やむを得ない場合を除き身体的虐待とされており、また、やむを得ない場合とは、切迫性・非代替性・一時性の3要件を満たす場合とされている。
- この場合、組織による決定と個別支援計画への記載が求められる。また、緊急性が高く、個別支援計画への記載が間に合わない場合においても、事後に可及的速やかに個別支援計画に記載することが必要となる。

(市町村から都道府県への報告)

問 15 市町村による事実確認やケース会議の段階で都道府県が参画することは可能か。また、参画した場合には、都道府県への報告の手続きを省略することは可能か。

(答)

- 都道府県が市町村の行う調査やケース会議に参加することは差し支えない。
- 都道府県への報告方法は、各都道府県・市町村間で決めるものであるが、省令で定める報告事項を正確に報告するためにも、書面により報告することが望ましい。
- なお、書面による報告書の参考例は、「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」を参照されたい。

(通報等を受けた場合の措置)

問 16 障害者が入所している障害者支援施設の所在地の都道府県が、当該支給決定を行った市町村にとって他県である場合など、遠隔地であった場合の対応はどうか。

(答)

- 同一都道府県である場合と同様に、支給決定を行った市町村と障害者支援施設の所在地の都道府県が連携して対応することとなる。

(公表)

問 17 障害者自立支援法においては、事業所に対する権限の行使が指定都市・中核市に移譲されているが、障害者虐待防止法第 20 条の公表規定について、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待があった場合に指定都市・中核市が採った措置については、どのような対応が必要となるのか。

(答)

- 障害者虐待防止法では、障害者虐待の防止と虐待を受けた障害者の保護を図るため、市町村長又は都道府県知事は、社会福祉法及び障害者自立支援法に規定された権限を適切に行使し、対応を図ることが規定されているが、当該事業所が指定都市・中核市に所在する場合には、各法律の規定に基づき、当該指定都市・中核市が権限を行使することとなる。
- なお、指定都市・中核市が権限を行使した事案等については、障害者虐待防止法上は事案の公表は都道府県が行うこととされているため、都道府県が指定都市・中核市からの報告を含め、各都道府県管内の事案をまとめて公表することが必要となる。

【使用者による障害者虐待】

(都道府県労働局の対応)

問 18 都道府県から都道府県労働局に使用者による障害者虐待の報告が行われた場合、都道府県労働局はどのような対応を行うのか。

(答)

- 都道府県から都道府県労働局に報告が行われた場合、労働基準法、障害者雇用促進法、男女雇用機会均等法など、所管する法令に違反する障害者虐待が行われているおそれがあれば、都道府県労働局総務部企画室において対応

部署を決定し、都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所の職員が事業所に出向くなどして、法令違反が認められれば、その是正を指導等することとなる。

- また、対応終了後には、都道府県に対して情報提供が行われる。

(都道府県から労働局への報告)

問 19 都道府県が使用者による障害者虐待の通報等を受けた場合には、市町村から都道府県への通知と同様に、「使用者による障害者虐待ではないと明確に判断される事案を除いたもの」を全て都道府県労働局へ報告するのか。

(答)

- お見込みのとおりである。
- なお、使用者による障害者虐待に該当するか疑義が生じた場合には、適宜都道府県労働局に照会等されたい。

【その他】

(市町村による対応)

問 20 住み込みで働いている障害者が、障害者虐待を受け一時保護が必要とされた場合の居室の確保は市町村の役割になるのか。

(答)

- 住み込みで働いている障害者が、例えば使用者による障害者虐待を受けており生活支援が必要な場合には、都道府県労働局が担当するのは法令違反に対する是正指導等であり、虐待を受けた障害者の一時保護等が必要となるのであれば、市町村において関係機関とも連携して迅速な対応を行う必要がある。

(通報等を受けた場合の措置)

問 21 障害者虐待防止法第 19 条では、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に係る権限行使の規定があるが、学校や保育所等、医療機関における虐待に係る通報があった際には、どのような取扱いになるのか。

(答)

- 学校や保育所等、医療機関における障害者虐待に係る通報があった場合については、学校教育法や児童福祉法、精神保健福祉法等、各々に対応した法令により権限が行使されることになる。

- 市町村においては、これらの通報を受けた場合を想定し、通報を引き継ぐ機関を事前に確認し連携を図りたい。

(都道府県研修)

問 22 都道府県が障害福祉サービス事業所等の従事者や管理者、市町村等の相談窓口職員に対して行う「障害者虐待防止・権利擁護研修」のカリキュラム等は、各都道府県において独自に定めてよいのか。

(答)

- 各都道府県において研修の実施方法や内容について定める際には、「障害者虐待防止・権利擁護指導者養成研修（国研修）」の内容を参考として、都道府県自立支援協議会等を活用するなどして検討を行っていただきたい。なお、「障害者虐待防止対策支援事業」の補助を受けて実施する場合は、実施要綱に沿って行う必要があるので留意されたい。

【参照】

- 「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」

(自治体向けマニュアル)

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/gyakutaiboushi/dl/1001-1.pdf

- 「障害者福祉施設・事業所における障害者虐待の防止と対応の手引き」

(施設・事業所従事者向けマニュアル)

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/gyakutaiboushi/dl/1001-2.pdf

【参考～市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応(p7)～】

障害者虐待における虐待防止法制の対象範囲

○障害者虐待の発生場所における虐待防止法制を法別・年齢別整理

所在 場所	年齢	福祉施設						企業	学校 病院 保育所
		障害者自立支援 法		介護保 険法等	児童福祉法				
		障害福 祉サー ビス事 業所 (入所系、 日中系、訪 問系、GH 等含む)	相談支 援事業 所	高齢者 施設等 (入所系、 通所系、訪 問系、居住 系等含む)	障害児 通所支 援事業 所	障害児 入所施 設等 (注1)	障害児 相談支 援事業 所		
18歳未 満	児童虐待 防止法 ・被虐待 者支援 (都道府県) ※			—	障害者虐 待防止法 (省令) ・適切な 権限行使 (都道府県・ 市町村)	改正児童 福祉法 ・適切な 権限行使 (都道府県)	障害者虐 待防止法 (省令) ・適切な 権限行使 (都道府県・ 市町村)		
18歳以 上65歳 未満	障害者虐 待防止法 ・被虐待 者支 援 (市町村)	障害者虐 待防止法 ・適切な権 限行使 (都道府県 市町村)	障害者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県 市町村)	— 【特定疾病 40歳以上】	(20歳まで) (注2)	【20歳まで】	—	障害者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県 労働局)	障害者虐 待防止法 ・間接的 防止措置 (施設長)
65歳以 上	障害者虐 待防止法 高齢者虐 待防止法 ・被虐待 者支 援 (市町村)			高齢者虐 待防止法 ・適切な 権限行使 (都道府県 市町村)	—	—	—		

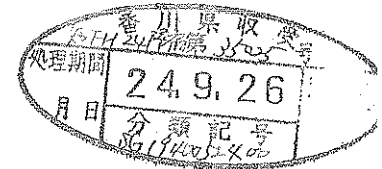
※ 養護者への支援は、被虐待者が18歳未満の場合でも必要に応じて障害者虐待防止法も適用される。

なお、配偶者から暴力を受けている場合は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の対象にもなる。

(注1) 里親、乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設

(注2) 放課後等デイサービスのみ

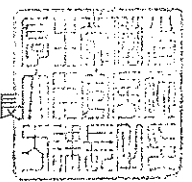
（別紙）



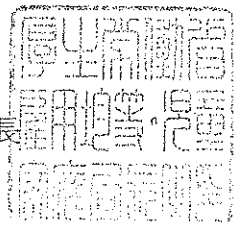
地 発0924第2号
雇児発0924第2号
社援発0924第5号
平成24年9月24日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

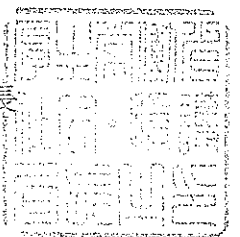
厚生労働省大臣官房地方課長



厚生労働省雇用均等・児童家庭局長



厚生労働省社会・援護局長



障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等
に関する法律等の施行について（通知）

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「法」という。）については、平成23年6月14日に衆議院厚生労働委員長から提出され、同日衆議院で可決、同17日に参議院で可決成立し、同24日に公布されたところである。

また、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行令（平成24年政令第244号。以下「施行令」という。）が本年9月20日、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律施行規則（平成24年厚生労働省令第132号。以下「施行規則」という。）が本日公布されたところである（別紙1、2参照）。

法、施行令及び施行規則の施行期日はすべて本年10月1日であり、法の趣旨及び内容については、平成23年6月24日付け社援発0624第3号厚生労働省社会・援護局長通知「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の公布について（通知）」においてお示ししたところであるが、施行令及び施行規則の趣旨及び内容は下記のとおりであるので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）をはじめ、関係機関、関係団体等に対し、その周知徹底を図られたい。

記

第1 施行令の内容

1 本則関係

法における「使用者」とは、障害者を雇用する事業主のほかに、当該障害者が派遣労働者である場合には、当該派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受ける事業主その他これに類するものとして政令で定める事業主を含むとされている（法第2条第5項）。

これを受け、船員職業安定法（昭和23年法律第130号）における船員派遣を受け入れる事業主を規定することとしたこと。

2 附則関係

- (1) 施行令は、平成24年10月1日から施行することとしたこと（施行令附則第1条関係）。
- (2) 児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）及び障害者自立支援法施行令（平成18年政令第10号）の一部を改正し、①指定障害児通所支援事業者、指定障害児入所施設、指定障害児相談支援事業者、指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定自立支援医療機関の指定の欠格事由及び取消事由となる「国民の保健医療若しくは福祉に関する法律」に法を加えることとしたこと（施行令附則第2条及び第3条関係）。
- (3) 厚生労働省組織令（平成12年政令第252号）において所要の規定の整備を行うこととしたこと（施行令附則第4条関係）。

第2 施行規則の内容

1 本則関係

(1) 法第2条第4項に規定する厚生労働省令で定める事業（施行規則第1条関係）

法第2条第4項に規定する厚生労働省令で定める事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第1項に規定する障害児通所支援事業又は同条第6項に規定する障害児相談支援事業とすることとしたこと。

(2) 市町村からの報告（施行規則第2条関係）

市町村は、法第16条第1項の規定による通報又は同条第2項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、法第2条第7項に規定する障害者福祉施設従事者等による障害者虐待（以下「障害者福祉施設従事者等による虐待」という。）の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該障害者福祉施設従事者等による虐待に係る法第2条第4項に規定する障害者福祉施設又は同項に規定する障害福祉サービス事業等の事業所（以下「障害者福祉施設等」という。）の所在地の都道府県に報告しなければならないこととしたこと。

- ① 障害者福祉施設等の名称、所在地及び種別
- ② 障害者福祉施設従事者等による虐待を受けた又は受けたと思われる障害者の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害程度区分（障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第4条第4項に規定する障害程度区分をいう。以下同じ。）その他の心身の状況
- ③ 障害者福祉施設従事者等による虐待の種別、内容及び発生要因
- ④ 障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従事者等（法第2条第4項に規定する障害者福祉施設従事者等をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日及び職種
- ⑤ 市町村が行った対応
- ⑥ 障害者福祉施設従事者等による虐待が行われた障害者福祉施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

(3) 都道府県知事による公表事項（施行規則第3条関係）

法第20条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとすることとしたこと。

- ① 障害者福祉施設従事者等による虐待があった障害者福祉施設等の種別
- ② 障害者福祉施設従事者等による虐待を行った障害者福祉施設従事者等の職種

(4) 市町村からの通知（施行規則第4条関係）

市町村は、法第 22 条第 1 項の規定による通報又は同条第 2 項の規定による届出を受け、当該通報又は届出に係る事実の確認を行った結果、法第 2 条第 8 項に規定する使用者による障害者虐待(以下「使用者による虐待」という。)の事実が認められた場合、又は更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該使用者による虐待に係る事業所の所在地の都道府県に通知しなければならないこととしたこと。

- ① 事業所の名称、所在地、業種及び規模
 - ② 使用者による虐待を受けた又は受けたと思われる障害者（以下「被虐待者」という。）の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害程度区分その他の心身の状況及び雇用形態
 - ③ 使用者による虐待の種別、内容及び発生要因
 - ④ 使用者による虐待を行った使用者（法第 2 条第 5 項に規定する使用者をいう。以下同じ。）の氏名、生年月日及び被虐待者との関係
 - ⑤ 市町村が行った対応
 - ⑥ 使用者による虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容
- (5) 都道府県からの報告（施行規則第 5 条関係）

都道府県は、法第 22 条第 1 項の規定による通報、同条第 2 項の規定による届出又は法第 23 条の規定による通知を受け、当該通報、届出又は通知に係る事実の確認を行った結果、使用者による虐待の事実が認められた場合、又は更に都道府県労働局と共同して事実の確認を行う必要が生じた場合には、次に掲げる事項を当該使用者による虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に報告しなければならないこととしたこと。

- ① 事業所の名称、所在地、業種及び規模
 - ② 被虐待者の氏名、性別、年齢、障害の種類、障害程度区分その他の心身の状況及び雇用形態
 - ③ 使用者による虐待の種別、内容及び発生要因
 - ④ 使用者による虐待を行った使用者の氏名、生年月日及び被虐待者との関係
 - ⑤ 都道府県及び市町村が行った対応
 - ⑥ 使用者による虐待が行われた事業所において改善措置が採られている場合にはその内容
- (6) 船員の特例（施行規則第 6 条関係）

船員法（昭和 22 年法律第 100 号）の適用を受ける船員である障害者について行われる使用者による虐待に係る前条の規定の適用については、

「都道府県労働局と」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関と」と、「当該使用者による虐待に係る事業所の所在地を管轄する都道府県労働局」とあるのは「地方運輸局その他の関係行政機関」とすることとしたこと。

(7) 厚生労働大臣による公表事項（施行規則第7条関係）

法第28条の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとすることとしたこと。

- ① 使用者による虐待があった事業所の業種及び規模
- ② 使用者による虐待を行った使用者と被虐待者との関係

(8) 法第30条に規定する厚生労働省令で定める施設（施行規則第8条関係）

法第30条に規定する厚生労働省令で定める施設は、次の各号のいずれかに該当するものとするとしてきたこと。

- ① 1日に保育する乳幼児（児童福祉法第4条第1項第1号に規定する乳児又は同項第2号に規定する幼児をいう。以下同じ。）の数（次に掲げるものを除く。）が5人以下である施設であって、その旨が約款その他の書類により明らかであるもの

ア 事業主がその雇用する労働者の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業主からの委託を受けて当該労働者の乳幼児の保育を実施する施設にあっては、当該労働者の乳幼児の数

イ 事業主団体がその構成員である事業主の雇用する労働者の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業主団体からの委託を受けて当該労働者の乳幼児の保育を実施する施設にあっては、当該労働者の乳幼児の数

ウ 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）に基づく地方公務員共済組合その他の厚生労働大臣が定める組合等がその構成員の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該組合等からの委託を受けて当該構成員の乳幼児の保育を実施する施設にあっては、当該構成員の乳幼児の数

エ 店舗その他の事業所において商品の販売又は役務の提供を行う事業者が商品の販売又は役務の提供を行う間に限り、その顧客の乳幼児を保育するために自ら設置する施設又は当該事業者からの委託を受けて当該顧客の乳幼児を保育する施設にあっては、当該顧客の乳幼児の数

オ 設置者の4親等内の親族である乳幼児の数

カ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業を行う保育所以外の施設にあっては、当該事業の対象となる乳幼児の数

- ② 児童福祉法第 34 条の 15 第 1 項に規定する家庭的保育事業の届出が行われた施設
- ③ 半年を限度として臨時に設置される施設
- ④ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する幼稚園を設置する者が当該幼稚園と併せて設置している施設

2 附則関係

- (1) 施行規則は、平成 24 年 10 月 1 日から施行することとしたこと（施行規則附則第 1 条関係）。
- (2) 以下に掲げる厚生労働省令において、利用定員を超えた利用者の受入を行うやむを得ない事情として「虐待」を明記することその他の所要の規定の整備を行うこととしたこと（施行規則附則第 2 条から第 10 条まで関係）。
 - ① 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）
 - ② 障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）
 - ③ 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 174 号）
 - ④ 障害者自立支援法に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 175 号）
 - ⑤ 障害者自立支援法に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 176 号）
 - ⑥ 障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 177 号）
 - ⑦ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号）
 - ⑧ 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 16 号）
 - ⑨ 厚生労働省組織規則（平成 13 年厚生労働省令第 1 号）

以上